

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の現状

別紙1

- 業界との意見交換から、制度面の課題として以下の主な5つがある

カテゴリ	主な課題
樹脂への添加剤に関する情報伝達	ポジティブリストにある基ポリマーを複数使用して混合した場合には、それぞれの基ポリマーに対して使用上限が規定されている添加剤量を合計することにしているが、サプライチェーンの各段階で使用されている添加剤の積み上げとなる最終製品に対しての添加剤の使用量が不明。要因として、複数の業者から原材料（基ポリマー/添加剤の単体又は混合）を購入しているものの、 <u>上流メーカー（樹脂混合等を行うメーカー）から情報開示されない</u> （サプライチェーンが長く複雑である場合や、上流メーカーからは企業秘密を含む情報は通常開示されない）ため、 <u>基ポリマーに使用される添加剤の量を算出できない。</u>
複数の樹脂から成る合成樹脂への添加剤の混合	現在、流通している樹脂は、1種類の基ポリマーだけではなく、複数の基ポリマーで構成されているものもある。一般的には、容器等製造業者は複数の業者から原材料（1種類あるいは複数の樹脂/添加剤の混合）を購入するが、業者によっては、 <u>混合した樹脂1つ1つの基ポリマーの情報を伝達せず</u> 、これまでの慣習から、 <u>混合した樹脂全体を主な基ポリマーから構成された樹脂として取り扱われることがある</u> 。この場合、 <u>混合されている全ての樹脂の基ポリマーの情報が得られないため</u> 、これまでに使用してきた実績があっても、最終製品に含まれる <u>個々の基ポリマーに対して使用される添加剤の量が、使用制限の範囲内であるか確認できない</u> 。 さらに、 <u>塗膜においては</u> 、基ポリマーが架橋剤と化学反応している場合もあるため、 <u>添加剤の使用上限量を考えることもできない</u> 。
一般衛生管理／GMP	器具・容器包装を製造する営業の基準を定めており、一般的な衛生に関するこ（一般衛生管理）と食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な、適正に製造を管理するための基準（GMP）を食品衛生法施行規則で設けている。例えば、一般衛生管理では製造などの記録の作成・保存が義務づけられており、GMPでは器具・容器包装の一部を必要に応じて保存することとされている。しかし、食品と異なり、器具・容器包装の市場での流通期間は、器具・容器包装の種類により多様であるため、このような <u>基準が現実的でない場合がある</u> 。
再生プラスチック	SDGsの考えに基づき、リサイクル品等回収原料の利活用が今後増えてくることが予想される中で、 <u>器具・容器包装のポジティブリスト制度におけるリサイクル材の考え方の整理が必要</u> である。
新規申請	欧米等のPLで収載されている物質の溶出試験や毒性試験のデータを日本のPL収載の際に利用できる仕組みがないと、試験データを取得する時間とコストが必要となる。そのため、どのような <u>エビデンスを収集するか検討が必要</u> である。また、 <u>企業秘密</u> （物質名など） <u>の扱い方についても検討が必要</u> である。

＜今後の方針＞

上記の5点の課題について、食品用の器具及び容器包装の分野に知見を有する専門家を含めての検討の場を設置し、課題に対する対応案を作成することで進めてはどうか。